

岐阜市消費生活サポーターを募集します！

消費生活の実態調査にご協力いただいた消費生活モニターを、消費生活サポーターにリニューアルして募集します。消費生活サポーターとは、消費者被害を未然に防止し、身近な高齢者などの地域の皆さんが安全・安心に消費生活を送れるように、消費生活センターと一緒に自らも学びながら見守り活動を行っていただくボランティアです。ぜひご応募ください！

■消費生活サポーターの役割

学ぶ

①自分が「学ぶ」ことができます

- ・サポーター研修会（年4回予定）に参加して消費生活の知識を学ぶ。
- ・意見交換会で意見や情報を出し合っただけで交流して学び合う。
- ・消費生活講演会（年2回予定）を受講して学ぶ。 など

伝える

②情報を地域の身近な人や市に「伝える」役割

- ・センターから提供される消費生活の情報を身近な方に伝える。
- ・地域の集まりで、センターが開催する出前講座を利用する。
- ・センターが依頼するアンケート調査に協力する。
- ・意見交換会で消費者の意見をセンターに伝える。 など

つなぐ

③身近な高齢者等を見守り、消費者トラブル等をセンターに「つなぐ」役割 市と一緒に事業を行う役割

- ・身近な高齢消費者等が被害にあわないように「声かけ」や「見守り」をする。
- ・身近な方との会話の中で消費者トラブルの話が聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める。
- ・消費生活展等の事業やイベントに参画する。 など

▼サポーター登録フォーム

■岐阜市消費生活サポーターになるためには？

右側のQRコードから申し込みをしてください。（18歳以上であることなど条件有）



■岐阜市消費生活サポーターは具体的に何をしますの？

- ・サポーター向けの研修会を開催しますので、消費生活について学ぶことができます。
- ・消費者庁等からの情報発信をいち早く受け取れたり、いろんな発行冊子・ノベルティなどを受け取ることができます。
- ・消費生活センターが開催する講演会に優先参加できます。
- ・アンケートや意見交換会、消費生活展の開催協力などを通じ、消費生活センターの情報収集や情報発信にご協力いただきます（一部謝礼のある活動もあります。）

お問い合わせ

岐阜市 市民生活部 消費生活課（TEL058-214-2680）
〒500-8701 岐阜市司町 40-1 岐阜市役所 2階
s-seikatsu@city.gifu.gifu.jp



▲市ホームページ

年 月 日

（あて先）岐阜市長

岐阜市消費生活サポーター登録申請書

岐阜市消費生活サポーターの登録を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	郵便番号		
電話番号			
e-mail			
登録要件	<p>※ 該当する項目に<input checked="" type="checkbox"/>してください。登録には全てに該当する必要があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 市内に居住する18歳以上の者 市内に <input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在勤 <input type="checkbox"/> 在学</p> <p><input type="checkbox"/> 日常の買い物等家計に携わり、かつ、地域の人々とのコミュニケーションを通して積極的に情報提供ができる者</p> <p><input type="checkbox"/> 岐阜市消費生活サポーターの活動内容を理解し、積極的に活動することができる者</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しない者</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>(3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p>		